

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第19条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑩及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

① 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

・天神15号線（新天町メルヘン広場：別紙1）、天神1577号線（パーサージュ広場：別紙2）、上川端322・326・327号線（川端商店街：別紙3）

② We Love天神協議会

・天神18号線（きらめき通り：別紙4）

③ 博多まちづくり推進協議会

・博多駅前線（はかた駅前通り・住吉通り：別紙5）、博多停車場線（大博通り：別紙5）、博多駅山王線（筑紫口中央通り：別紙5）

④ 御供所まちづくり協議会

・博多駅前10号線（承天寺通り：別紙6）

⑤ 一般財団法人福岡コンベンションセンター

・石城町487号線（福岡国際センター前～福岡国際会議場前：別紙7）

⑥ 西日本鉄道株式会社

・千代今宿線（天神明治通り：別紙8）

⑦ 福岡地所株式会社

・千代今宿線（天神明治通り：別紙8）

⑧ 中洲町連合会

・中洲361・332号線（中洲中央通り：別紙9）

- ⑨ 上川端商店街振興組合
 - ・上川端 326・327 号線（上川端商店街：別紙 10）
- ⑩ 川端中央商店街振興組合
 - ・上川端 322 号線（川端中央商店街：別紙 11）

（2）名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院（福岡市）において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群（TTTS）における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床 6 床を整備する。【平成 27 年度中に実施】

（3）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

福岡市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 27 年中に実施】

（4）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：N P O 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（N P O 法人）の設立を促進するため、福岡市が所轄として実施する N P O 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

（5）名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医療品等であって、日本において

ては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

①九州大学病院（福岡市東区）【直ちに実施】

（例）重症全身性硬化症に対する自己造血幹細胞移植など

（6）名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① KAIZEN platform, Inc.（東京都新宿区、平成25年3月18日設立）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人を含めた創業の支援やMICEの誘致等を通じ、イノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（1）事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業

実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【平成26年11月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注）内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

・センター長（1名）は、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通して

いると認められる者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定する。

- ・センター長は、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する観点から、助言及び指導を行うとともに、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・弁護士による個別訪問指導
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・セミナーの開催

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前11時から午後9時までとする。

(注) 「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

(2) 事項：創業者的人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「福岡市スタートアップ人材マッチングセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年度中に設置】

i) 設置主体：国及び福岡市

ii) 実施体制：民間の職業紹介事業者（厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者）への委託により実施し、当該事業者が事務責任者及びコンシェルジュを配置する。

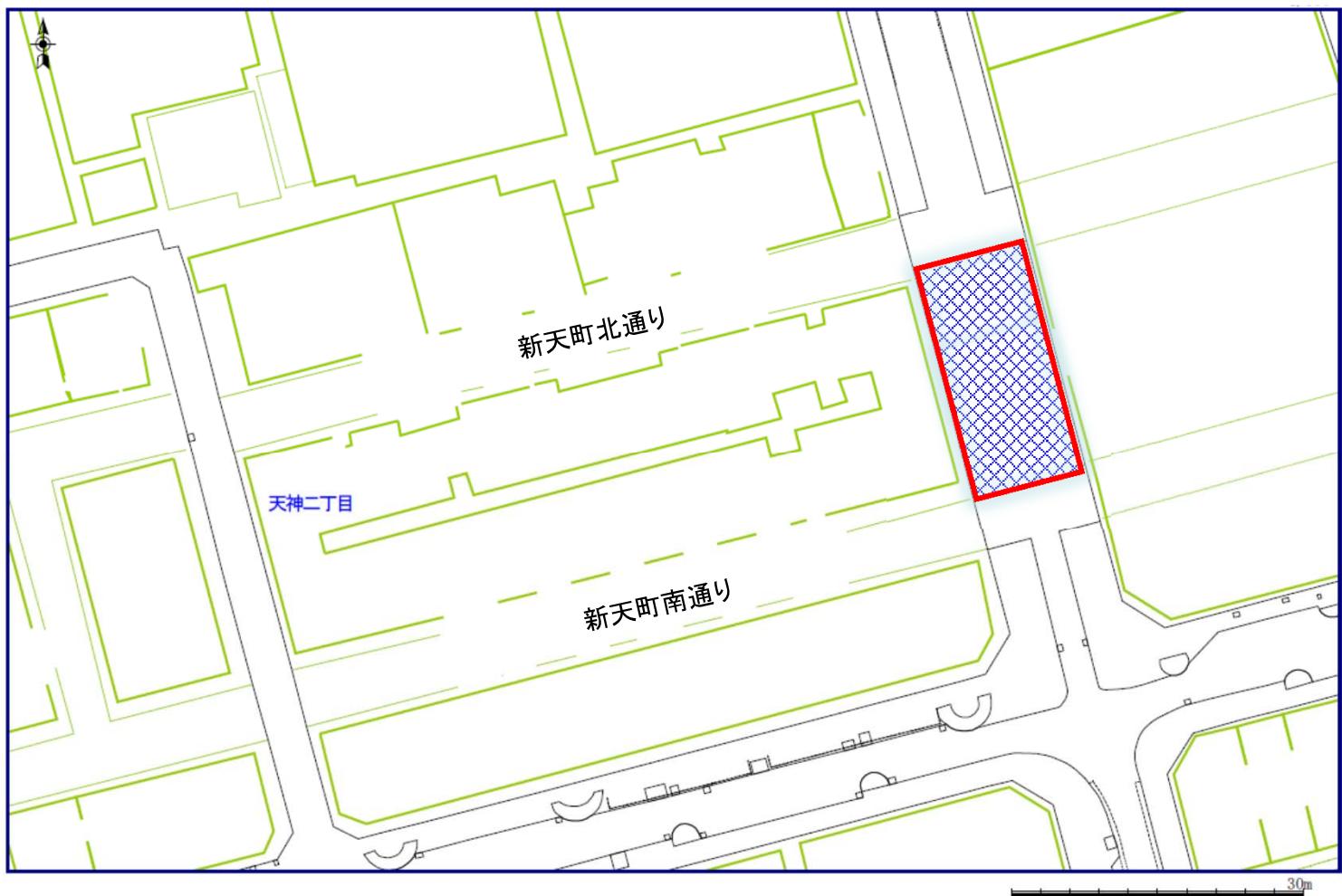
iii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
- ・国、地方公共団体、経済団体及び民間企業への制度や創業者等についての情報提供等
- ・民間企業の従業員その他の者への国、地方公共団体等の職員募集等についての情報提供等

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

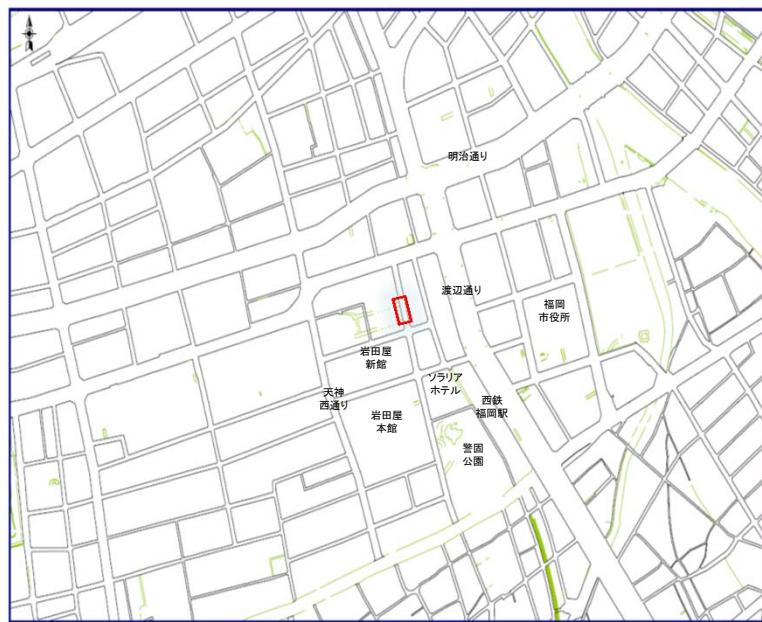
天神15号線(新天町メルヘン広場)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



MICE等における
道路活用賑わい創出事業

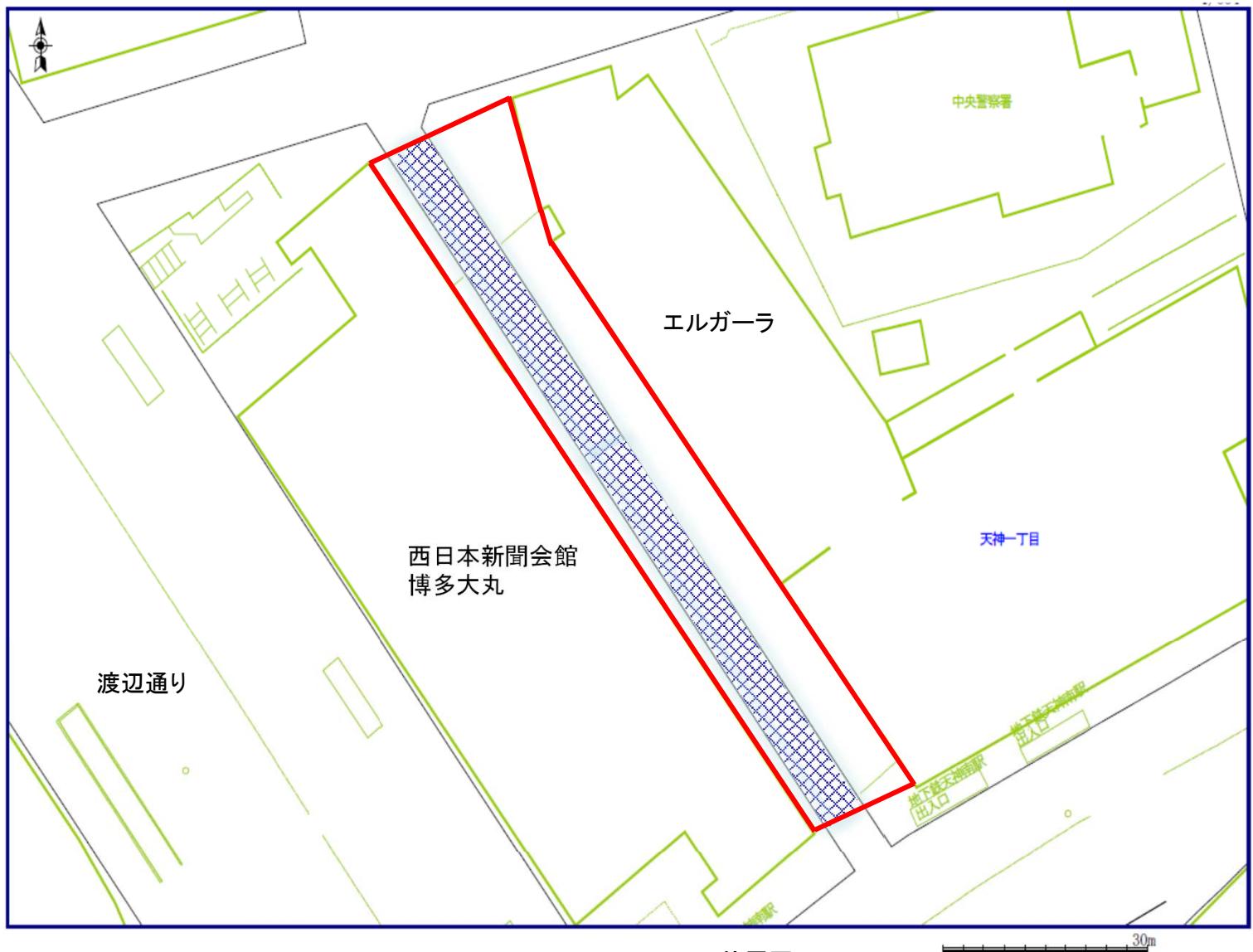


道路部分



別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域

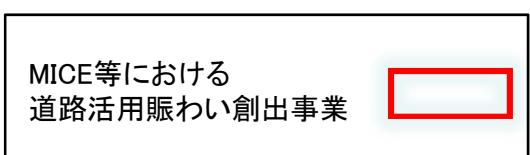
天神1577号線(パサージュ広場)



【事業の実施時期】

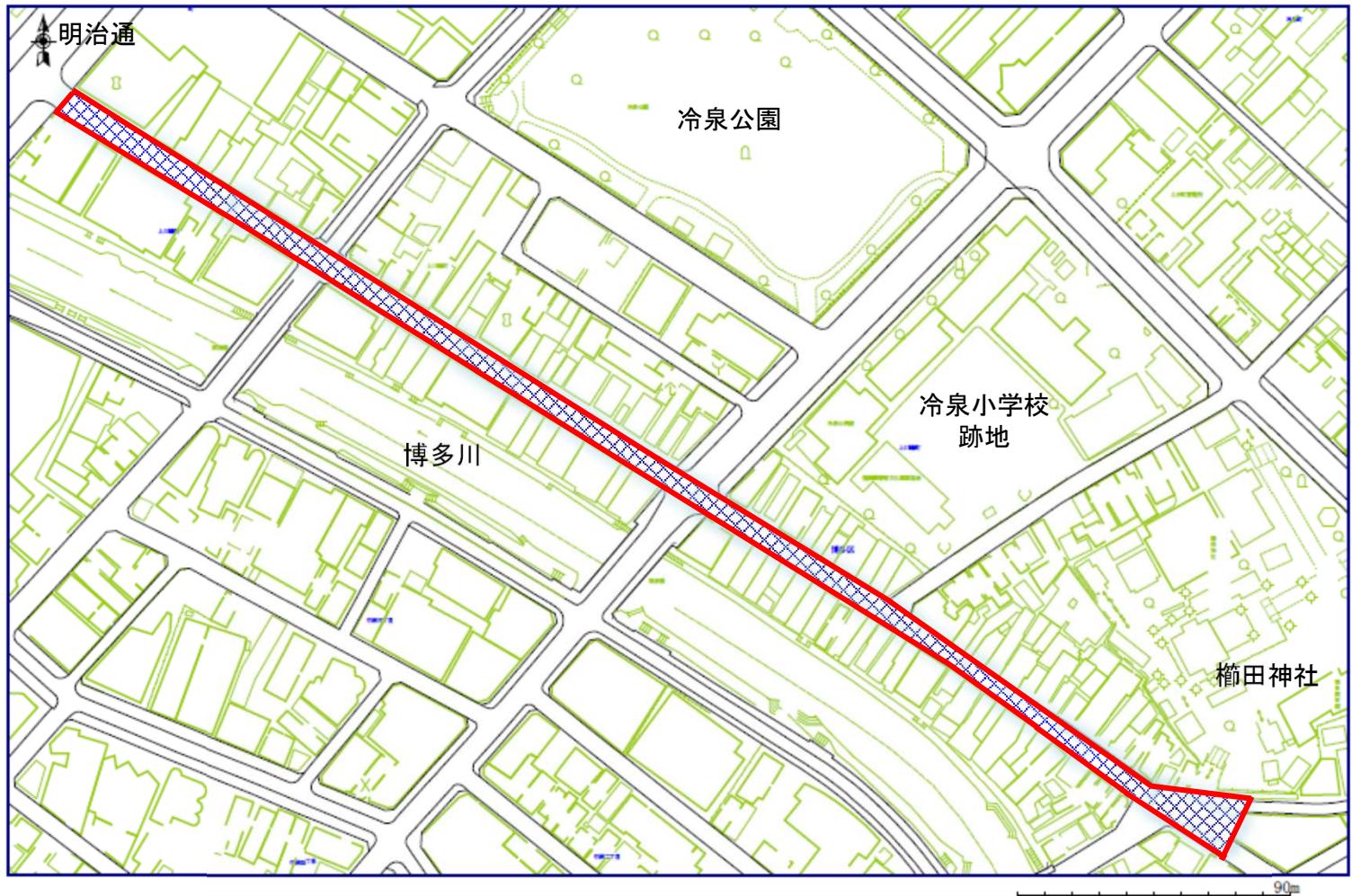
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



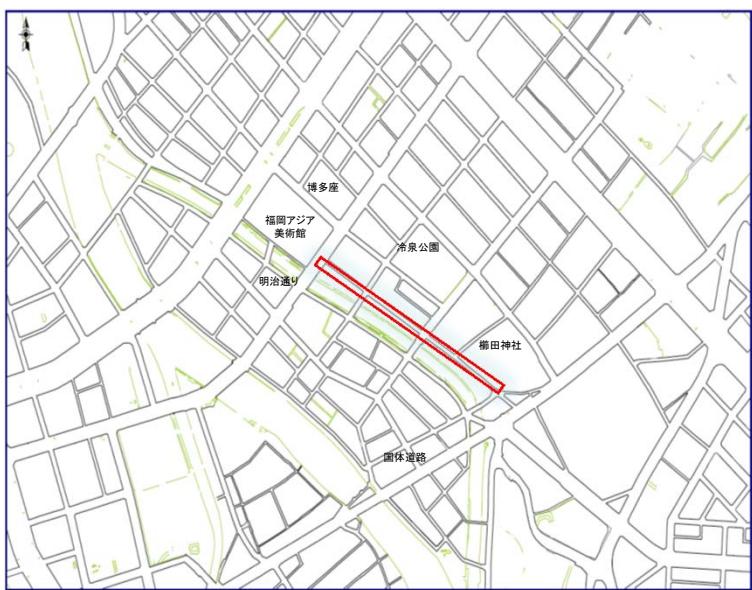
別紙3 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端322号線・326号線・327号線(川端商店街)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



MICE等における
道路活用賑わい創出事業

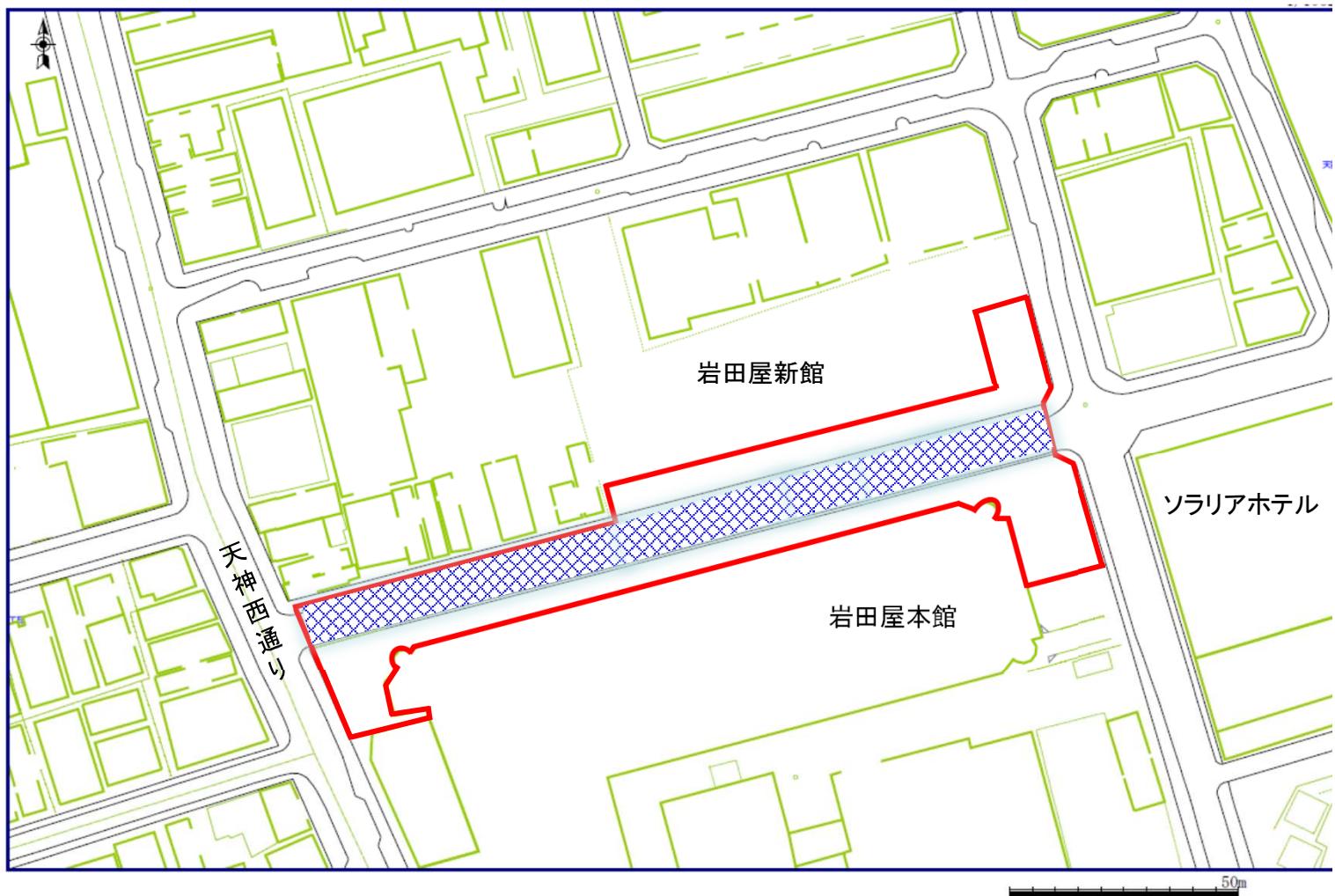


道路部分



別紙4 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神18号線(きらめき通り)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

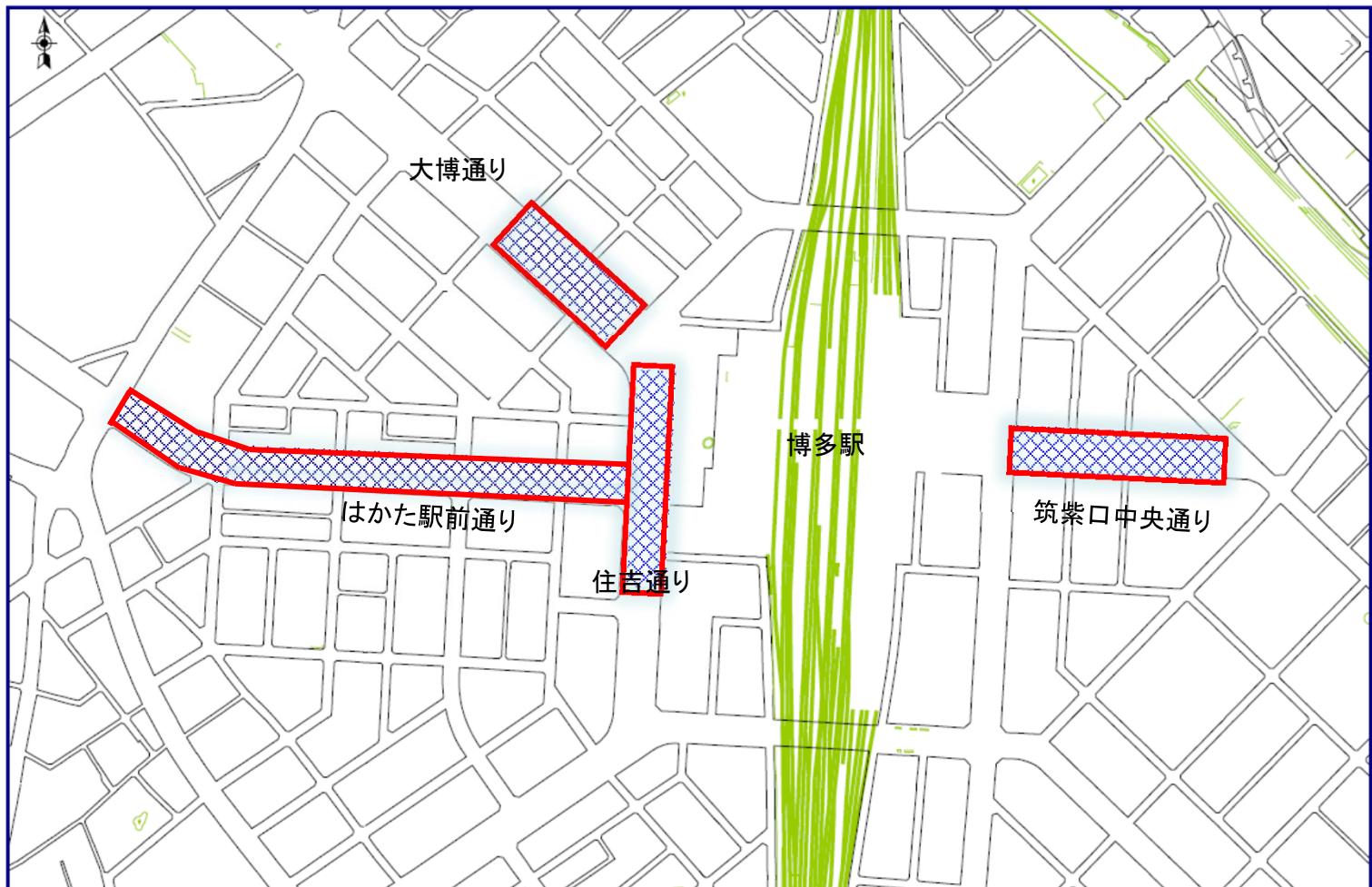


MICE等における
道路活用賑わい創出事業

道路区域

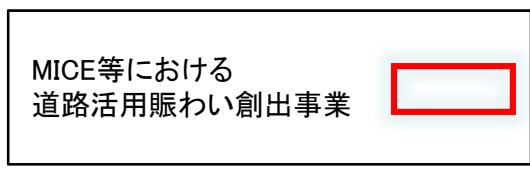
別紙5 国家戦略道路占用事業の適用区域

博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り),
博多停車場線(大博通り), 博多駅山王線(筑紫口中央通り)

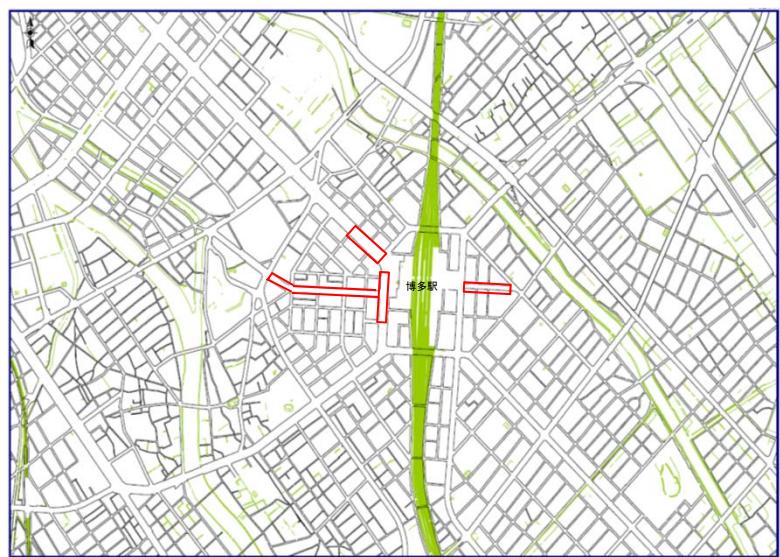


【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

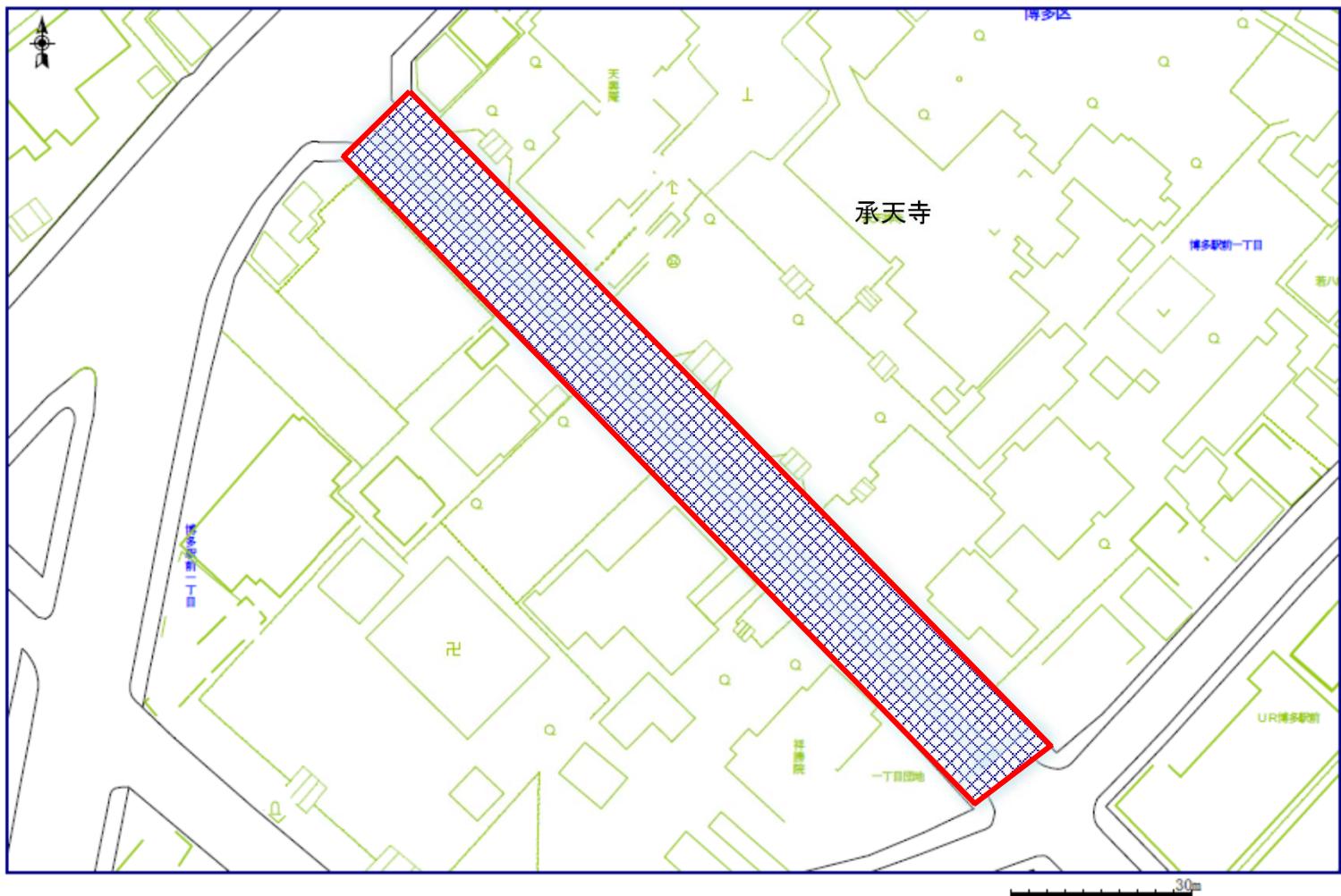


位置図



別紙6 国家戦略道路占用事業の適用区域

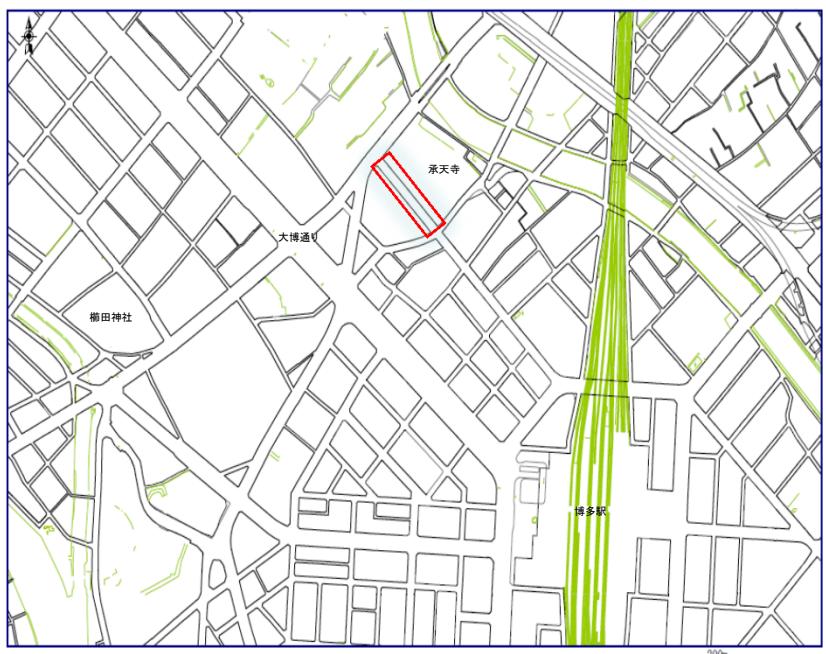
博多駅前10号線(承天寺通り)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



MICE等における
道路活用賑わい創出事業

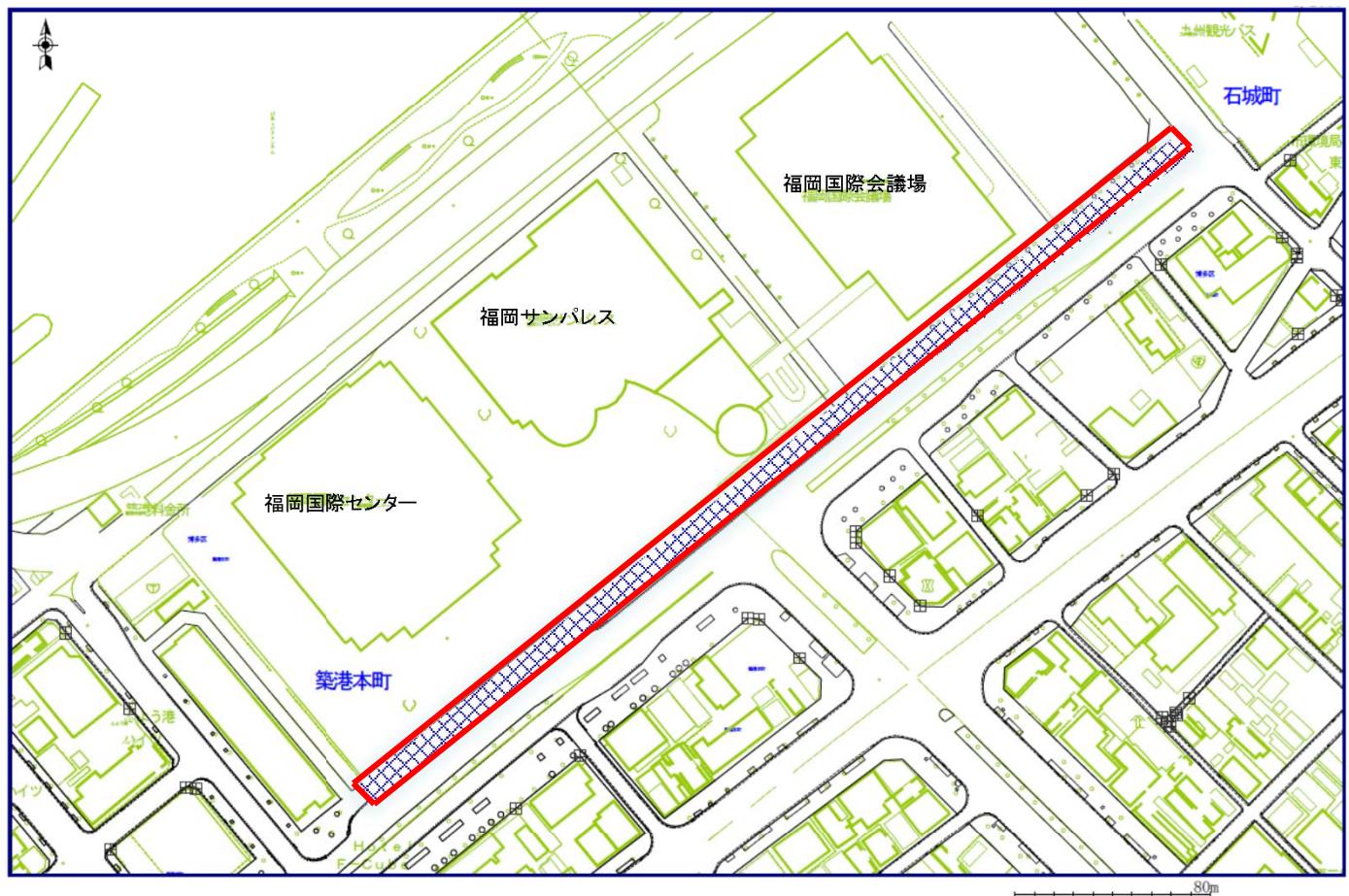


道路部分



別紙7 国家戦略道路占用事業の適用区域

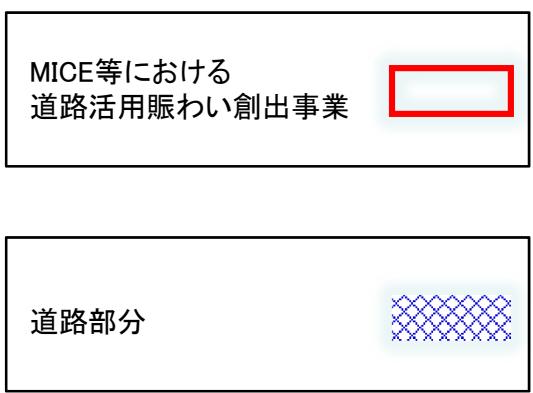
石城町487号線



【事業の実施時期】

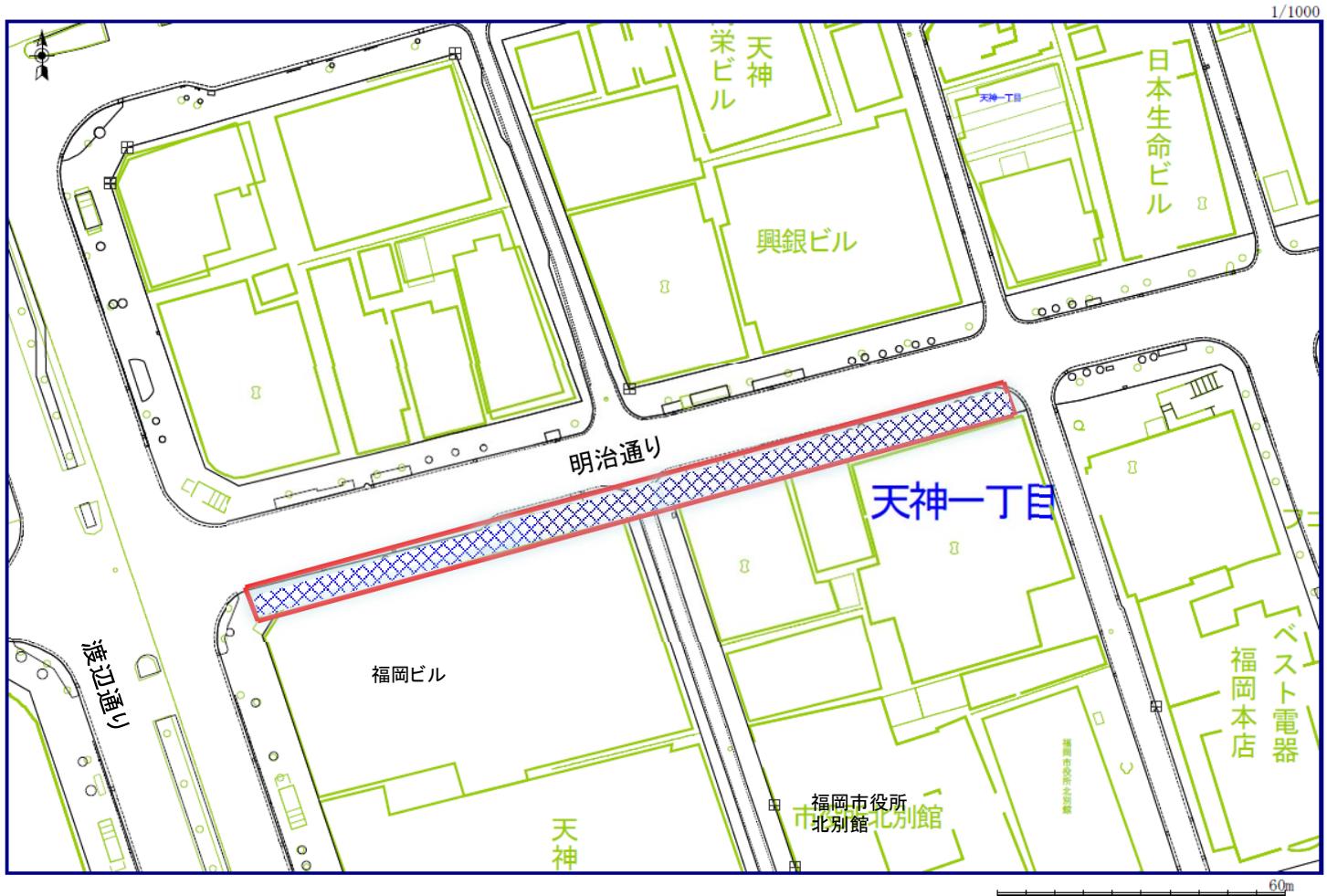
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



別紙8 国家戦略道路占用事業の適用区域

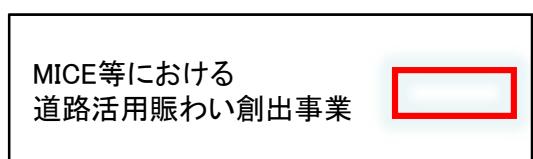
千代今宿線(天神明治通り)



【事業の実施時期】

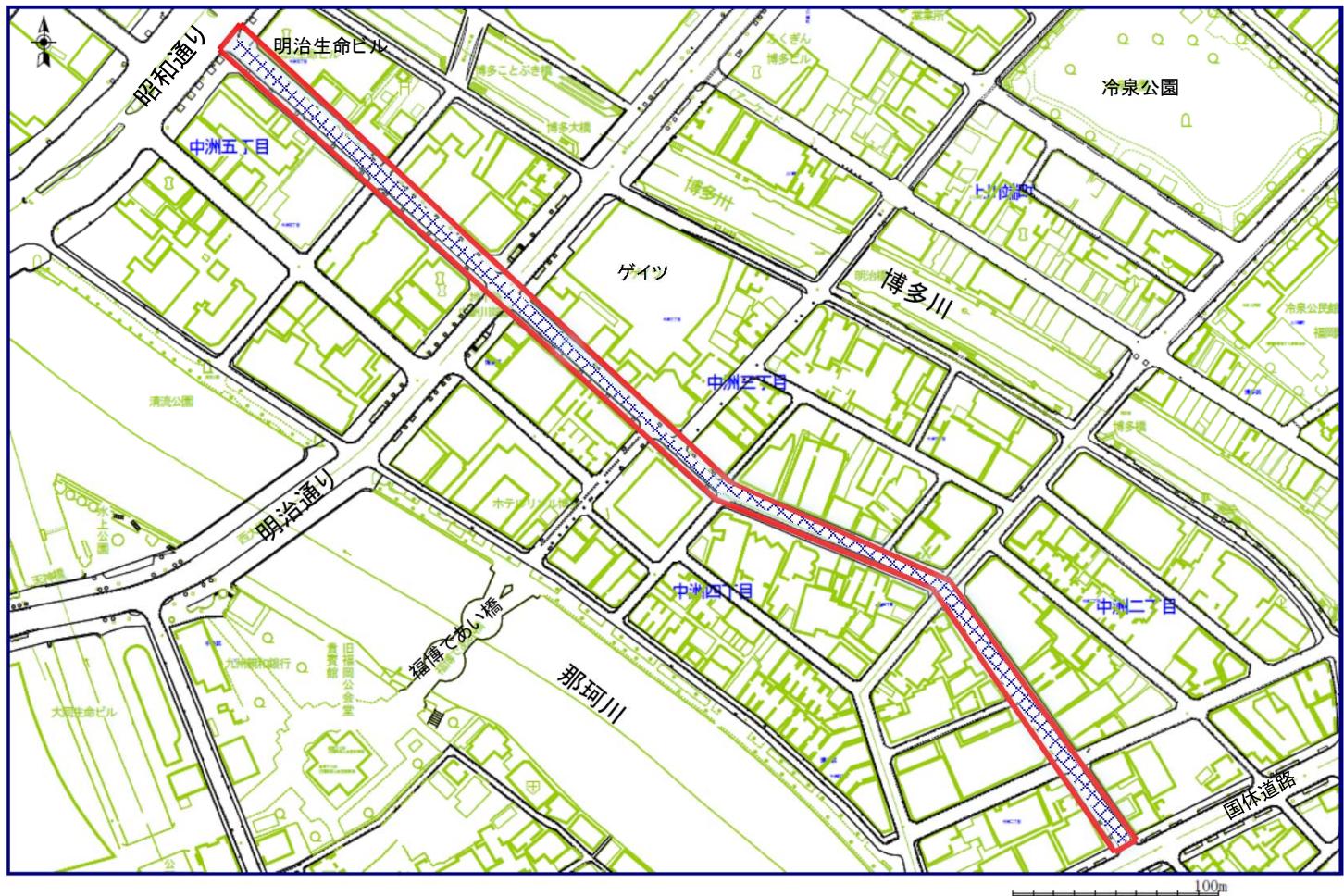
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



別紙9 国家戦略道路占用事業の適用区域

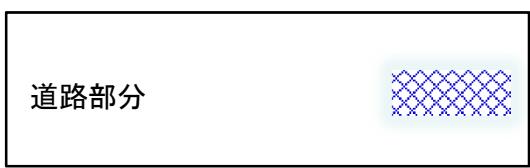
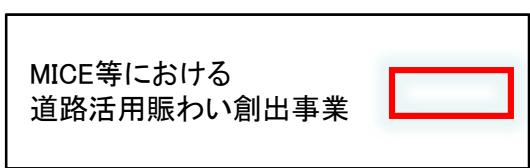
中洲361・332号線(中洲中央通り)



【事業の実施時期】

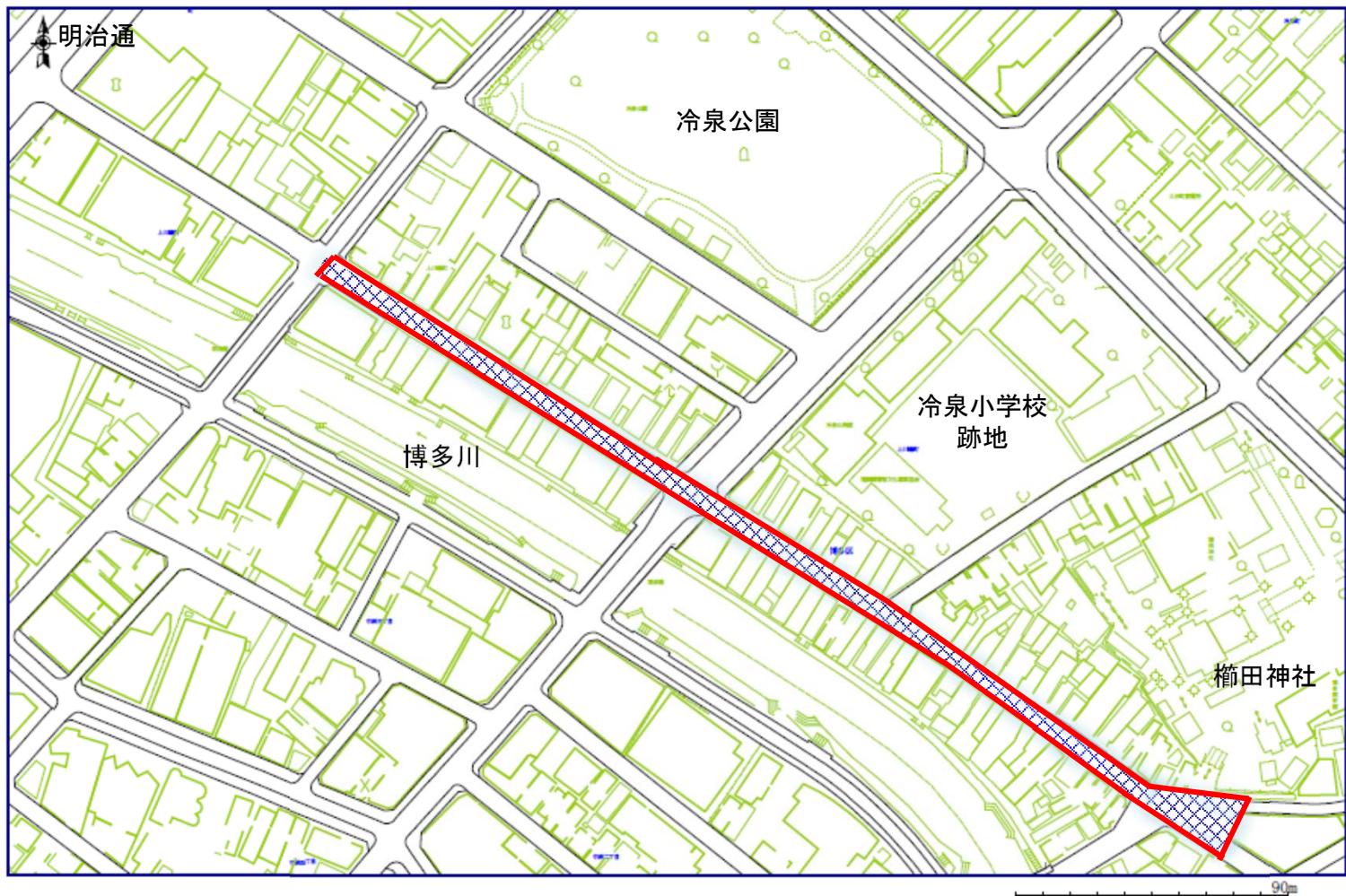
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



別紙10 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端326号線・327号線(上川端商店街)

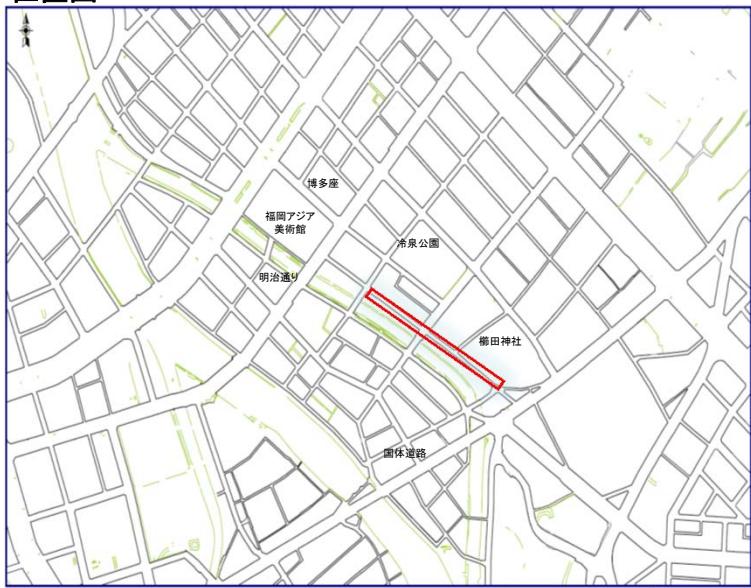


【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業

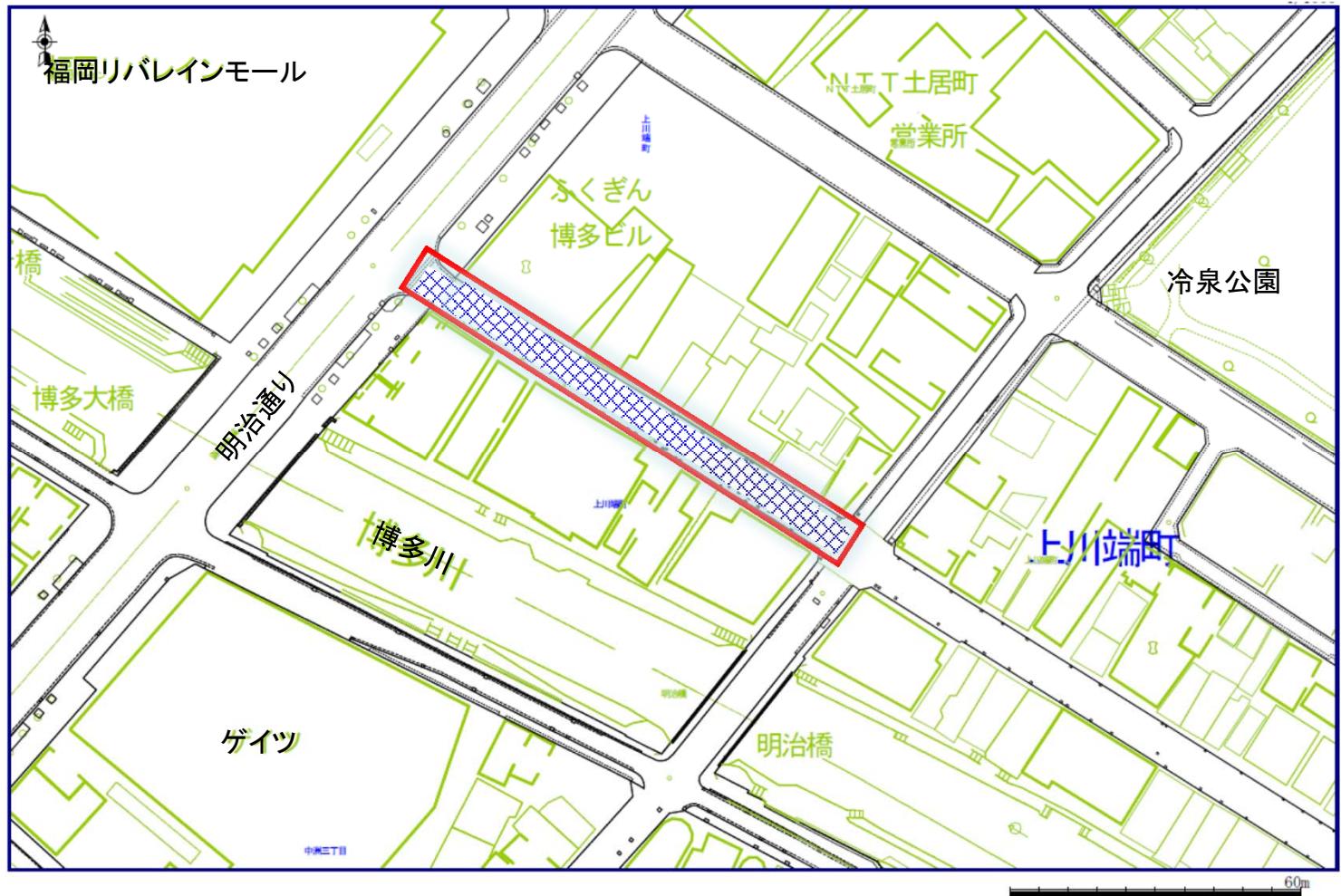
道路部分

位置図



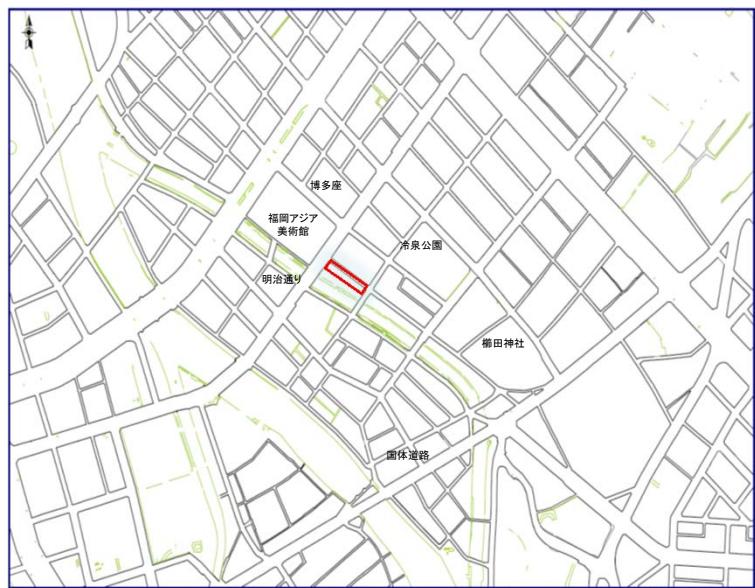
別紙11 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端322号線(川端中央商店街)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路部分

